

支出負担行為担当官
防衛省大臣官房会計課
会計管理官 平下 一三
(公 印 省 略)

公 告

下記により入札を実施するので、入札心得及び契約条項等を了承の上、参加されたい。
なお、本入札に係る落札及び契約締結は、当該業務に係る令和8年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものである。

記

1. 入札に付する事項

調達番号	件名	内容	履行場所	履行期限
R8-S-0024	防衛省市ヶ谷庁舎で使用するガス	仕様書のとおり	仕様書のとおり	自：契約締結日 至：令和9年3月31日

2. 入札方式 一般競争入札（電子調達システム（政府電子調達（G E P S））対象案件）

3. 入札日時 令和8年2月12日(木) （11:00）

4. 入札場所 防衛省市ヶ谷庁舎E2棟3階入札室

5. 参加資格
- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
 - (3) 令和07・08・09年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のC等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有するもの。
 - (4) 防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - (5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
 - (6) 上記(3)の等級にかかわらず、防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号）第18条第4項各号のいずれかに該当する者（具体的には、以下ア～キのいずれかに該当する者）であること。なお、要件に該当する者で入札に参加しようとするものについては、令和8年2月9日（月）12:00までに下記ア～キに記載する書類等を防衛省大臣官房会計課契約係へ提出すること。

ア 当該入札に係る物品と同等以上の仕様の物品を製造した実績等を証明できる者

イ 資格審査の統一基準により算定された総合審査数値に以下の技術力の評価の数値を加算した場合に、当該入札に係る等級に相当する数値となる者

項 目	基 準	数 値
入札物品等（訓令第18条第4項に規定する契約の対象となる物品又は役務をいう。以下同じ）に関連する特許保有件数	3件以上	15
	2件	10
	1件	5
入札物品の製造等（訓令第18条第4項に規定する契約の対象となる物品の製造又は役務の提供等をいう。以下同じ）に携わる技術士資格保有者数	9人以上	15
	7～8人	12
	5～6人	9
	3～4人	6
	1～2人	3
入札物品の製造等に携わる技能認定者数（特級、一級、単一級）	11人以上	6
	9～10人	5
	7～8人	4
	5～6人	3
	3～4人	2
	1～2人	1

注：1 特許には、海外で取得したものを含む。
2 技術士には、技術士と同等以上の科学技術に関する外国の資格のうち文部科学省

令で定めるものを有する者であって、技術士の業務を行うのに必要な相当の知識及び能力を有すると文部科学大臣が認めたものを含む。

ウ S B I R制度の特定新技術補助金等の交付先中小企業者等であり、当該入札に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

エ 株式会社産業革新投資機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、株式会社地域経済活性化支援機構、株式会社農林漁業成長産業化支援機構、株式会社民間資金等活用事業推進機構、官民イノベーションプログラム、株式会社海外需要開拓支援機構、一般社団法人環境不動産普及促進機構における耐震・環境不動産形成促進事業、株式会社日本政策投資銀行における特定投資業務、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構、一般社団法人グリーンファイナンス推進機構における地域脱炭素投資促進ファンド事業及び株式会社脱炭素化支援機構の支援対象事業者又は当該支援対象事業者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

オ 国立研究開発法人（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第2条第9項に規定する研究開発法人のうち、同法別表第3に掲げるものをいう。）が同法第34条の6第1項の規定により行う出資のうち、金銭出資の出資先事業者又は当該出資先事業者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

カ 国立研究開発法人日本医療研究開発機構による「創薬ベンチャーエコシステム強化事業（ベンチャーキャピタルの認定）」又は国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構による「研究開発型スタートアップ支援事業（ベンチャーキャピタル等の認定）」において採択された者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

キ グローバルに活躍するスタートアップを創出するための官民による集中プログラム（J-Startup又はJ-Startup地域版）に選定された事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

6. 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7. 入札保証金及び契約保証金 免除

8. 入札の無効 5の参加資格のない者のした入札または入札に関する条件に反した入札は無効とする。

9. 契約書作成の要否 要

10. 適用する契約条項 ガス需給契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項、

11. その他

- (1) 細部入札要領については別途配布する「一般競争入札の案内について」（以下、入札案内）のとおり。
- (2) 入札案内受領の際、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを提示すること。
- (3) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省が認めた場合には、この限りではない。
- (4) 契約締結日までに令和8年度予算（暫定予算を含む。）が成立しなかった場合は、契約締結日は本予算が成立した日以降とする。また、暫定予算となった場合、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする場合がある。
- (5) 本案件は、府省共通の「電子調達システム」（<https://www.p-portal.go.jp>）を利用した応札及び入開札手続により実施するものとする。ただし、電子調達システムによりがたい者は、「紙」による入札書等の提出も可とするが、郵便入札については、令和8年 2月 9日（月）までに、下記担当者必着分を有効とする。
- (6) 落札者が、10に掲げる契約条項のほか、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。
- (7) 入札案内の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1（庁舎A棟10階）※顔写真付の身分証明書を

持参すること。

受付時間 9：30～18：15（12：00～13：00までの間を除く）

また、入札案内のメール配布を希望する者は、以下のとおりメールを送信すること。

メールアドレス：naikyoku_chotatsu_mailmagazine@ext.mod.go.jp

メール件名：「件名：〇〇〇」 入札案内送信依頼

添付ファイル：資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し

防衛省大臣官房会計課契約係 高瀬 電話 03-3268-3111 内線20826

仕 様 書

- 1 件 名 防衛省市ヶ谷庁舎で使用するガス
- 2 概 要
 - (1) 需要場所 防衛省市ヶ谷庁舎
東京都新宿区市谷本村町5-1
 - (2) 業種及び用途 官公庁（庁舎）
- 3 ガスの概要
 - (1) ガスの種類 都市ガス 13A
 - (2) 供給熱量 一般ガス導管事業者が定める小売託送供給約款による。
 - (3) 供給圧力 中圧、低圧
- 4 予定ガス使用量
 - (1) 予定最大時間流量： 2, 300 m³ / h
(予定最大時間流量とは、契約で定める期間を通じて1時間あたりの最大の使用予定量をいい、原則としてこれを超えないものとする。)
 - (2) 予定契約期間使用量： 5, 814, 000 m³
(予定契約期間使用量とは、契約で定める期間の予定月別使用量の合計量をいう。)
 - (3) 予定契約期間引取量： 4, 651, 000 m³
(予定契約期間引取量とは、契約で定める期間の最低引取量をいう。)
 - (4) 予定月別使用量は、別紙第1による。
- 5 供給期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日とする。
- 6 使用量の測定方法
 - (1) 一般ガス導管事業者が設置した計量器により、原則毎月1日から当該月末までの使用量の検針を一般ガス導管事業者が行うものとする。
 - (2) 検針場所は、別図による。
- 7 ガス供給設備の財産分界点
敷地境界とする。（別図による。）
- 8 保 安
受注者は、ガス事業法に定める保安責任を負うものとする。

9 緊急時の対応

受注者は、ガス漏れ等の不具合が生じた場合、監督官と調整し一般ガス導管事業者と連携協力を図るものとする。

10 料 金

- (1) 料金の算定は、原料費、輸送料及び諸経費を計上するものとする。
- (2) 基準平均原料価格は、公的機関の発表する貿易統計（平成27年6月から8月の平均値）を用いて算定するものとする。（別紙第2による。）

原料価格＝トン当たりLNG平均価格×0.9479＋トン当たりLPG平均価格×0.0546

※ LNG：液化天然ガス LPG：液化石油ガス

- (3) 輸送料金は、一般ガス導管事業者の小売託送供給約款に基づく託送料金を原則的に適用するものとし、一般ガス導管事業者が設定した託送料金に変更が生じた場合、託送料金を変更するものとする。
- (4) 単位料金は、トン当たり原料価格の変動に応じ、料金適用月ごとに原料価格を料金適用月の5～3か月前の3か月間の平均とし、受注者が通告を行い算定するものとする。当該月に適用する調整単位料金は、基準単位料金に受注者が通告する原料価格算定月毎のトン当たり原料価格と、基準平均原料価格との変動額100円につき、1立方メートル当たり0.081円×（1＋消費税）を加減して算定するものとする。

11 その他

- (1) 受注者は、市ヶ谷庁舎に対し、ガスを常に安定供給するものとする。ただし、一般ガス導管事業者が定める小売託送供給約款による使用の制限等に関する事項の場合は除くものとする。
- (2) 受注者は、業務上知り得た情報等については、他に漏らしてはならない。また、供給期間終了後も同様とする。
- (3) 庁内への出入り及び施設への立ち入りについては、庁内で定められた関係規則の手続きを行うとともに諸規定に従うものとし、検針及び点検等に関係のない場所及び室への出入りは禁止とする。
- (4) 本仕様書に疑義が生じた場合、支出負担行為担当官等と協議するものとする。
- (5) 受注者はガス供給を行うにあたり、ガス事業法の規定に基づき一般ガス導管事業者が定める小売託送供給約款によることができるものとし、官側適用部分については、監督官の確認を受けるものとする。

令和 8 年度予定月別使用量

単位：m³

年 月	中圧ガス	低圧ガス	合 計
令和 8 年 4 月	339,000	500	339,500
令和 8 年 5 月	289,000	300	289,300
令和 8 年 6 月	466,000	400	466,400
令和 8 年 7 月	630,000	300	630,300
令和 8 年 8 月	633,000	200	633,200
令和 8 年 9 月	613,000	200	613,200
令和 8 年 10 月	337,000	400	337,400
令和 8 年 11 月	289,000	800	289,800
令和 8 年 12 月	509,000	1,700	510,700
令和 9 年 1 月	657,000	2,800	659,800
令和 9 年 2 月	525,000	2,900	527,900
令和 9 年 3 月	515,000	1,500	516,500
計	5,802,000	12,000	5,814,000

基準平均原料価格

年月日	L N G		L P G			
			プロパン		ブタン	
	量(t)	価格(円/t)	量(t)	価格(円/t)	量(t)	価格(円/t)
平成27年6月	6,633	366,500,304	607	37,233,755	100	6,518,087
平成27年7月	6,953	395,630,320	573	32,396,224	119	7,326,985
平成27年8月	7,062	414,973,029	635	35,996,433	82	5,043,111
合 計	20,648	1,177,103,653	1,814	105,626,412	302	18,888,183

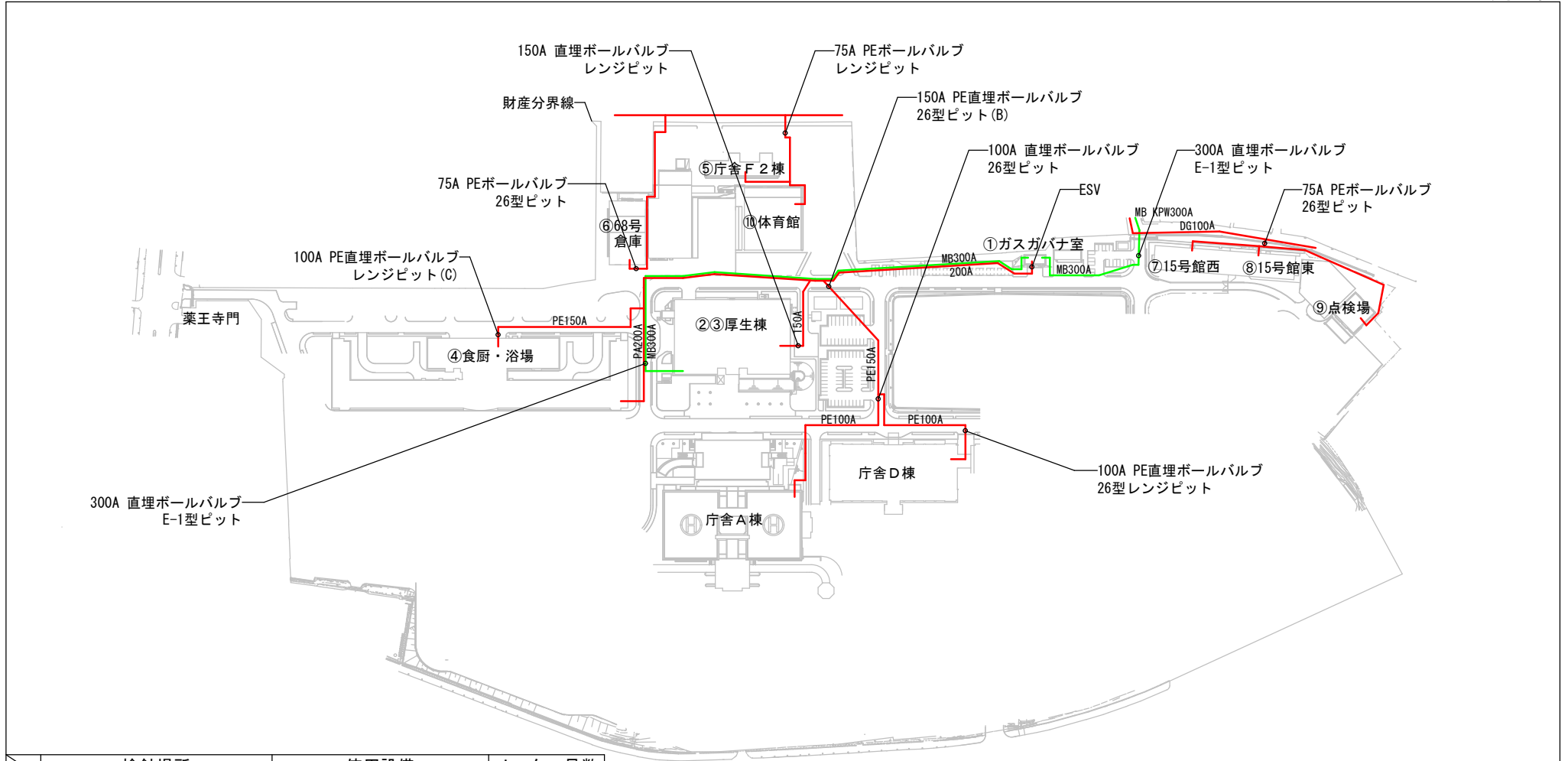
L N G平均価格 ¥57,010

L P G平均価格 ¥58,860

基準平均原料価格 ¥57,300 $57,010\text{円}/\text{t} \times 0.9479 + 58,860\text{円}/\text{t} \times 0.0546$

※計算結果の100円未満を四捨五入

防衛省市ヶ谷庁舎配置図



検針場所	使用設備	メーター号数
① ガスガバナ室	ボイラー	6,000
② 厚生棟地下1階空調室	歯科技工	6
③ 厚生棟1階厨房	厨房機器	100
④ 食厨・浴場棟1階倉庫	"	100
⑤ 庁舎F2棟	給湯機器	25
⑥ 68号倉庫	"	25
⑦ 15号館西	"	4
⑧ 15号館東	"	16
⑨ 点検場	暖房機器、給湯機器	16
⑩ 体育館	給湯機器	25

